

第1章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

(2) NPO 法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です（法2②、法12①）。

- ア 特定非営利活動^(注1)を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員^(注2)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）

(注1) 特定非営利活動

- ① 次に該当する活動であること（法2①別表）
 - 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 観光の振興を図る活動
 - 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 7 環境の保全を図る活動
 - 8 災害救援活動
 - 9 地域安全活動
 - 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 11 国際協力の活動
 - 12 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
 - 13 子どもの健全育成を図る活動
 - 14 情報化社会の発展を図る活動
 - 15 科学技術の振興を図る活動
 - 16 経済活動の活性化を図る活動
 - 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 18 消費者の保護を図る活動
 - 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

(注2) 社員

「社員」は、NPO 法人の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

2 NPO 法人設立の手続

[令和2年改正点]

NPO 法人を設立するためには、**法律に定められた書類**^(注1)を添付した申請書を、**所轄庁**^(注2)に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法 10①)。所轄庁は、提出された書類の一部(役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」という。)を、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用により公表することとなります(法 10②)。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内(所轄庁の条例でこれより短い期間を定めている場合には、その期間)に認証又は不認証の決定を行います(法 12②)。設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります(法 13①)。

(注1) 申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。(②については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)

- ① 定款
- ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ③ 各役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(注2) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事(その事務所が一の政令指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長)となります(法9)。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上で、定款で定めた定数の役員を置かなければなりません。**理事は法人を代表**^(注1)し、その**過半数**^(注2)をもって業務を決定します。

役員の変更等(任期満了により再任された場合を含む)^(注3)があった場合は、**所轄庁に届け出る**とともに、代表権を有する理事については、変更のあった日から2週間以内に**登記をする**ことが必要となります。

なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています(法2②一ロ、法15～24)。(役員変更等の詳細は56頁を参照)

(注1) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

(注2) 定款において特別の定めを置くことができます。

(注3) 役員の変更とは、①**役員が新たに就任したとき**、②**役員が辞任・任期満了等により交代したとき**、③**任期満**

了により再任したとき、④役員の住所や氏名に変更があったとき 等があります。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければなりません（法 14 の 2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法 5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。

法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第 27 条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法 27、28、29）。（詳細は 56 頁を参照）

⑤ 情報公開

法人は、毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧^(注)させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28、29、30）。

（詳細は 61 頁を参照）

（注） 閲覧される書類は①～⑩となります。

- ① 事業報告書
- ② 活動計算書
- ③ 貸借対照表（事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。）
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証に関する書類の写し
- ⑩ 登記に関する書類の写し

所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります（法 30 条）

※ 設立後、事業報告書等（①～⑥までの書類）が作成されるまでの間は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立時の財産目録を閲覧させる。

⑥ 貸借対照表の公告

NPO 法人は定款で定めた方法により、貸借対照表の公告をしなければなりません（法 28 の 2）。公告の方法は、各法人が以下の①～④の方法から選択し、定款で定める必要があります。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

- ③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府ポータルサイト等）
※事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の補足規定があります。
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

⑦ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法25③④）。（詳細は58頁を参照）

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要ですが、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要です（法25⑥）。（詳細は60頁を参照）

また、認証、届出にかかわらず、登記事項に変更があるときは、変更登記が必要です。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑧ 合併、解散

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、**定款で定めた者**^(注)に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法31～39）。（合併の詳細は106頁、解散の詳細は110頁を参照）

(注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません（法11③）。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑨ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施したり、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法41～43、77～81）。

⑩ 納税

NPO法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、標準的なものを挙げていますが、各所管において様々な暫定措置等がありますので、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等

にご相談ください。

国税である法人税及び地方法人税については、法人税法に規定された「収益事業^(注1)」から生じる所得及び法人税額に対して課税されます^(注2)。それ以外からの所得については非課税です。

地方税（法人住民税（法人税割）及び法人事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます^(注2)。また、法人住民税（均等割）は、収益事業を行っていない場合でも、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

ただし、和歌山県では、収益事業を行っていない場合、県税条例第36条の規定により、申請によって「法人県民税を免除することができる」こととなっています。

法人市町村民税については、各市町村で取り扱いが定められていますので、事務所の有する市町村の税務担当課にお問い合わせください。

税率は別表のとおりです。

(注1) 法人税法上の収益事業は、販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法23三、法人令5①）。収益事業に該当するかどうかについては、お近くの税務署にてご確認ください。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

(注2) 特定非営利活動に係る事業であっても、上記に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得について法人税等が課税されます。

⑪ 県への報告のお願い

円滑な所轄庁運営を図るため、次のような変更をされた場合でも、和歌山県県民活動団体室までご一報ください。

- ①代表者と代表者以外の理事の入れ替わりのみとなる役員変更
- ②定款に記載された事務所の所在地を「最小行政区（市町村）」までとしているために、定款の変更を伴わない事務所の移転
- ③法人の連絡先（電話番号、郵送先等）のみの変更

<別表>

(令和4年3月現在)

1 国税

(1) 法人税

・ 税率

○平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

年間所得800万円以下	15.0%
年間所得800万円超	23.2%

○平成31年4月1日以後に開始する事業年度

年間所得800万円以下	15.0% (19.0% (注1))
年間所得800万円超	23.2%

(注1) その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所持金額の平均額が15億円をこえる法人等に該当する法人の年800万円以下の部分については、19.0%の税率が適用されます。

(2) 地方法人税

・ 税率

○平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度

法人税額の4.4%

○令和元年10月1日以後に開始する事業年度

法人税額の10.3%

(3) 地方法人特別税

- ・ 地方法人特別税は、法人等が県内で行う事業に対して課される国税

・ 税率

○平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度

地方法人特別税 法人事業税所得割額の43.2%

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から廃止。

(4) 特別法人事業税

・ 税率

特別法人事業税 法人事業税所得割額の37.0%

2 地方税

(1) 道府県民税、市町村民税

- ・ 均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税。
- ・ 均等割の標準税率

道府県民税	2万円
市町村民税	5万円

※ 和歌山県の県民税には、平成19年4月1日以降に開始する事業年度分から、上記の標準税率に「紀の国森づくり税」として均等割の税額5%相当額が加算されることになっています。(平成29年4月1日から5年間延長されました。)

- ・ 法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税。
- ・ 法人税割の標準税率

○平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度

道府県民税	法人税額の3.2%
市町村民税	法人税額の9.7%

○令和元年10月1日以後に開始する事業年度

道府県民税	法人税額の1.0%
市町村民税	法人税額の6.0%

(2) 事業税（道府県税）

- ・ 事業税（所得割）は、収益事業から生じた所得に対して課税。
- ・ 事業税（所得割）の標準税率

○平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度

年間所得400万円以下	3.4%
年間所得400万円超～800万円以下	5.1%
年間所得800万円超	6.7%

○令和元年10月1日以後に開始する事業年度

年間所得400万円以下	3.5%
年間所得400万円超～800万円以下	5.3%
年間所得800万円超	7.0%

* 地方税については、標準税率を記載していますので、具体的な税率については、申告先の団体に御確認ください。

○ NPO法人は、地方税法上、収益事業^(注1)を行わなくても法人県民税（均等割）の納税義務があります（地方税法第24条第1項及び第5項並びに第52条第2項）。

ただし、和歌山県では、収益事業を行っていない場合^(注2)、県税条例第36条の規定により「法人県民税を免除することができる」こととなっております。

事業開始の申告

- ・ 収益事業の有無に関わらず、事業開始の日から15日以内に申告の義務があります（県税条例第42条の2第1項）。
- ・ 添付書類 ① 登記事項証明書の写し
② 定款、寄附行為、規則または規約の写し

課税免除申請（収益事業無し）

- ・ 課税免除申請は、最初の事業年度に申請して下さい。
- ・ 決算書ができれば申請書とともに提出して下さい。
- ・ 添付書類 **決算書**
- ・ 2回目以降は自動継続されますので、免除申請の必要はありません。

法人の変更等申告書

- ・ 収益事業を開始した場合は、変更届出書により連絡して下さい。
 - ・ 事務所の移転、代表者の変更についても変更届により連絡して下さい。
- ※ 事業開始申告書、変更等申告書は、和歌山県のホームページからダウンロードできます。

(注1) 地方税において、収益事業を行っているかどうかの判断は、税務官署（国税）の認定に従います（国税準拠）ので、税務官署へご相談ください。

なお、「収益事業を行っていない」と課税免除を申請され、課税免除の承認をしていますが、税務官署において収益事業を行っていたと認定された場合は、その期間について課税免除の承認を取り消すとともに、法人県民税及び附帯金を課すことになります。所得によりましては、法人事業税及び附帯金も課します。

(注2) 均等割だけの申告納期限は、4月30日です。（地方税法第53条第19項）

詳しくは、下記にお問い合わせください。

和歌山県税事務所事業税課（県庁第2南別館1階）

電話 073-441-3397

(参考)

	税 目	内 容 等	手 続 き
県 税	法人県民税	定額 ○ 収益事業をしていない場合は申請により免除	事業年度終了2カ月以内に申告納付 *収益事業をしていない場合は4月末日までに申告納付
	均等割		
	法人税割	法人税額に対して	
	法人事業税	収益事業から生じた所得に対して	事業年度終了2カ月以内に申告納付
	地方法人特別税 ^(注1)	法人事業税所得割額に対して	事業年度終了2カ月以内に申告納付
	特別法人事業税 ^(注2)	法人事業税所得割額に対して	事業年度終了2カ月以内に申告納付
	地方消費税	商品・製品の販売、役務の提供のとき、その対価に対して (消費税額の63分の17、令和元年10月1日からは消費税額の78分の22)	事業年度終了2カ月以内に消費税と併せて税務署に申告納付
	不動産取得税	不動産を取得したとき、その価格に対して	取得の日から60日以内に申告 (県からの納税通知書により納付)
自動車税	自動車を保有しているとき、自動車の種類等により	県からの納税通知書により納付	
自動車取得税	自動車を取得したとき、その取得価額に対して	自動車を取得するとき申告納付	

(注1) 国税ですが、申告及び納付は県になります。令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から廃止。

(注2) 国税ですが、申告及び納付は県になります。令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から創設。

*県税について、詳しくは、各県税事務所にお尋ねください。

	税 目	内 容 等	手 続 き
国 税	法人税	収益事業から生じた所得に対して	*詳しくは、税務署にお尋ねください。
	地方法人税	法人税額に対して	
	消費税	商品・製品の販売、役務の提供のとき、その対価に対して	
	自動車重量税	自動車の車検を受けるとき、重量に対して	
	印紙税	契約書、受取書を作成したとき、金額に対して	
	登録免許税	法人の登記、登録、特許などの申請のとき	
市町村税	法人市町村民税	定額	*詳しくは、各市町村にお尋ねください。
	均等割		
	法人税割	法人税額に対して	
	固定資産税	不動産を所有しているとき	
	軽自動車税	軽自動車を保有しているとき	
都市計画税	不動産を所有しているとき (市町村による)		

4 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2③、44①）。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まない。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法 2④、58①）。

本制度は平成 23 年の法改正で導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成 28 年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法 41 の 18 の 2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法 37 の 2①三四、314 の 7①三四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されない。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されない。措法 66 の 11 の 2①）。

(4) 認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。（法 45、法 59）

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除く。）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除く。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定又は特例認定を受けることができないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又はその滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法

人

- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はない。）（法51②、61一）。